

別表（第3条関係）

(1) 経営安定対策貸付

ア 経営安定資金（長期）

項 目	内 容																														
融 資 目 的	県内中小企業者の経営基盤の安定に必要な長期の事業資金の融通の円滑化を図り、中小企業の経営安定に資する。																														
融 資 対 象	<p>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者。</p> <p>(1) 直近期の税務申告決算と直近期の前期以前3期のいずれかの税務申告決算とを比較し、売上高の減少又は経常利益（個人事業者は所得金額とする。）が減少している者</p> <p>(2) 法第2条第5項（経営安定関連特例）に規定する特定中小企業者（セーフティネット認定企業）</p> <p>(3) 最近3箇月間の売上高等が前年同期比5%以上減少している者</p> <p>(4) 直近期の税務申告決算において繰越欠損（個人事業者はマイナスの元入金）を内包している者</p> <p>(5) 本制度を利用中の者で、返済財源が不足するために再調達資金を必要とする場合に、当初融資金額以下で本制度の借換を行う者</p>																														
資 金 使 途	運転資金、設備資金																														
金 利	年1.95%以内																														
融 資 限 度 額	5,000万円																														
融 資 期 間	<p>運転資金 7年以内（うち据置1年以内）</p> <p>設備資金 10年以内（うち据置2年以内）</p>																														
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。																														
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。																														
保 証 料	<p>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。（融資額に対する年率）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.30%</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、経営安定関連特例保険1号から4号まで、6号を利用する場合は年率0.45%、同保険5号、7号、8号を利用する場合は年率0.40%とする。</p> <p>なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%	無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%																						
無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%																						

項 目	内 容
申 込 方 法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法
申 込 先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合

イ 経営安定資金（短期）

項 目	内 容																														
融 資 目 的	県内中小企業者の資金繰りの安定に必要な短期の事業資金の融通の円滑化を図り、中小企業の経営安定に資する。																														
融 資 対 象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者																														
資 金 使 途	運転資金、設備資金																														
金 利	年 1. 5 5 %																														
融 資 限 度 額	別枠 2, 0 0 0 万円																														
融 資 期 間	1 年以内																														
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。																														
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。																														
保 証 料	<p>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の 9 段階の中から設定する。 (融資額に対する年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1. 20%</td> <td>1. 10%</td> <td>1. 00%</td> <td>0. 90%</td> <td>0. 70%</td> <td>0. 65%</td> <td>0. 60%</td> <td>0. 50%</td> <td>0. 35%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1. 30%</td> <td>1. 20%</td> <td>1. 10%</td> <td>1. 00%</td> <td>0. 80%</td> <td>0. 75%</td> <td>0. 70%</td> <td>0. 60%</td> <td>0. 45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、経営安定関連特例保険 1 号から 4 号まで、6 号を利用する場合は年率 0. 4 5 %、同保険 5 号、7 号、8 号を利用する場合は年率 0. 4 0 %とする。 なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1. 20%	1. 10%	1. 00%	0. 90%	0. 70%	0. 65%	0. 60%	0. 50%	0. 35%	無担保	1. 30%	1. 20%	1. 10%	1. 00%	0. 80%	0. 75%	0. 70%	0. 60%	0. 45%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
有担保	1. 20%	1. 10%	1. 00%	0. 90%	0. 70%	0. 65%	0. 60%	0. 50%	0. 35%																						
無担保	1. 30%	1. 20%	1. 10%	1. 00%	0. 80%	0. 75%	0. 70%	0. 60%	0. 45%																						
申 込 方 法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法																														
申 込 先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合																														

ウ 経営安定資金（長期設備）

項目	内容																														
融資目的	県内中小企業の設備投資を後押しするとともに、地域経済の牽引力となる中堅企業や競争力強化を目指す企業の前向きな設備投資を支援する。																														
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業のうち、次の各号のいずれかに該当する設備投資を行う者 (1)工場、倉庫、店舗、事務所等を新築、増築、改築又は改装しようとする者 (2)構築物、機械、装置等を新設、増設、更新又は改造しようとする者 (3)資材置場、駐車場用地等、事業に係る土地取得を主目的とする者又は(1)及び(2)を目的とする土地取得を行う者																														
資金使途	設備資金 運転資金 ただし、運転資金は、設備投資に伴い必要となるつなぎ資金の決済資金に限るものとする。																														
融資限度額	別枠1億円																														
金利	年2.15%以内																														
融資期間	15年以内（うち据置2年以内）																														
償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。																														
担保・保証人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。																														
保証料	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。 （融資額に対する年率） <table border="1" data-bbox="427 1294 1449 1429"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.30%</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> ただし、経営安定関連特例保険1号から4号まで、6号を利用する場合は年率0.45%、同保険5号、7号、8号を利用する場合は年率0.40%とする。 なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%	無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%																						
無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%																						
申込方法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法																														
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合																														
取扱期間	平成25年4月1日から令和4年3月31日の保証承諾分まで																														

エ 経営安定資金（経営力強化）

項 目	内 容																																																												
融 資 目 的	中小企業等経営強化法に基づく経営改善等に取り組む企業を支援する。																																																												
融 資 対 象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた経営革新等支援機関の支援を受けながら、経営力の強化を図る者																																																												
資 金 使 途	運転資金、設備資金																																																												
融 資 限 度 額	別枠5,000万円																																																												
金 利	年1.85%以内																																																												
融 資 期 間	運転資金 5年以内（うち据置1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置1年以内） ただし、県制度融資からの借換の場合は、それぞれ10年以内（うち据置1年以内）とする。																																																												
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。																																																												
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。																																																												
保 証 料	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。 責任共有制度対象の場合 (融資額に対する年率) <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> 責任共有制度対象外の場合 (融資額に対する年率) <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.35%</td> <td>1.25%</td> <td>1.15%</td> <td>0.90%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.45%</td> <td>1.35%</td> <td>1.25%</td> <td>1.00%</td> <td>0.85%</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> </tr> </tbody> </table> なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%	0.35%	無担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%	0.45%	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.35%	1.25%	1.15%	0.90%	0.75%	0.70%	0.60%	0.40%	0.40%	無担保	1.45%	1.35%	1.25%	1.00%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.50%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																				
有担保	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%	0.35%																																																				
無担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%	0.45%																																																				
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																				
有担保	1.35%	1.25%	1.15%	0.90%	0.75%	0.70%	0.60%	0.40%	0.40%																																																				
無担保	1.45%	1.35%	1.25%	1.00%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.50%																																																				
申 込 方 法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法																																																												
申 込 先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合																																																												
備 考	国の全国統一保証制度「経営力強化保証」の対象																																																												

(2) 小規模企業者等対策貸付

ア 小規模企業者支援資金

項 目	内 容
融 資 目 的	責任共有制度導入による小規模企業者への影響を緩和するため、責任共有制度対象外の国の全国統一保証制度である「小口零細企業保証」を活用した県制度を創設することにより、県内小規模企業者の事業資金の調達を確保し、もって経営の安定に資する。
融 資 対 象	保証協会の保証による借入れが、この資金の借入れを含めて2,000万円を超えない者であって、次のいずれかに該当する者 (1) 県内において事業を継続し、県税を完納している小規模企業者（法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者に係るものに限る。） (2) 小規模企業者（法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者に係るものに限る。）のうち、特別小口保険を利用する者は、県内で同一の業種に係る事業を1年以上継続して行い、源泉徴収による所得税以外の所得税（法人である場合は法人税）、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による障害者控除額、老年者控除額又は寡婦控除額を控除されたことにより、県民税又は市町村民税の所得割の税額がなくなった者である場合は均等割、法人である場合は法人税割）のいずれかについてこの資金の借入申込日以前1年間において納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額がある者であって、かつ、当該税額（延納、納税の猶予又は納期限の延長があった場合は、これに係る期限がこの資金の借入申込日の翌日以降に到来するものを除く。）を完納している者
資 金 使 途	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額	2,000万円
金 利	年1.90%以内
融 資 期 間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内）
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。

項 目	内 容																														
保 証 料	<p>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。 (融資額に対する年率)</p> <table border="1" data-bbox="432 376 1461 510"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.50%</td> <td>1.35%</td> <td>1.20%</td> <td>1.05%</td> <td>0.90%</td> <td>0.85%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.60%</td> <td>1.45%</td> <td>1.30%</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.95%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、経営安定関連特例保険1号から8号及び特別小口保険を利用する場合は年率0.45%とする。 なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	0.90%	0.85%	0.80%	0.60%	0.40%	無担保	1.60%	1.45%	1.30%	1.15%	1.00%	0.95%	0.90%	0.70%	0.50%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
有担保	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	0.90%	0.85%	0.80%	0.60%	0.40%																						
無担保	1.60%	1.45%	1.30%	1.15%	1.00%	0.95%	0.90%	0.70%	0.50%																						
申 込 方 法	<p>取扱金融機関又は保証協会の定める方法 ただし、融資対象(2)については、信用保証委託申込書に所得税(法人税)、県民税又は市町村民税のいずれかの過去1年間の納税証明書を添付する。</p>																														
申 込 先	<p>保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</p>																														

イ 下請企業・協同組合振興資金

項 目	内 容
融 資 目 的	<p>(1) 親事業者等からの発注減少等に伴い、地域経済に大きな影響を及ぼす下請企業の資金調達の円滑化を図り、もって下請企業の経営の安定に資する。</p> <p>(2) 県内の中小企業協同組合、協業組合等の経営の合理化、設備の近代化並びに経営の安定のために必要な資金の融通の円滑化を図り、もって組合の振興に資する。</p>
融 資 対 象	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 下請企業手形割引あっせん</p> <p>県内に事業所を有する中小企業者のうち、下請中小企業振興法に基づき、長崎県産業振興財団（以下「振興財団」という。）に登録されている下請事業者が支払条件の悪化により、資金繰りに支障をきたし、手形割引を必要とする者。</p> <p>ただし、手形割引の範囲は、下請代金としての受取手形又は振興財団のあっせんによる取引にかかる受取手形のうち、支払日が手形振出日から起算して60日を経過する日以後に到来するもの。</p> <p>(2) 協同組合振興</p> <p>長崎県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）に加入し、その指導を受けている組合であって、次の全ての要件に該当する組合</p> <p>① 転貸資金の場合は、金融事業の規約が規定されている組合</p> <p>② 組合専従役員又はこれに準ずる担当役員が設置されている組合</p> <p>③ 行政機関に報告すべき決算関係書類及び届出事項が適切に行われている組合</p> <p>④ 組合の理事全員が連帯して保証することができる組合</p> <p>⑤ 既往の借入金返済が円滑に行われている組合</p>
資 金 使 途	<p>運転資金、設備資金</p> <p>ただし、融資対象（1）については、運転資金に限る。</p>
金 利	<p>年1.85%（1年以内1.55%）</p>
融 資 限 度 額	<p>融資対象（1）</p> <p>2,000万円（ただし、協同組合の場合は5,000万円）</p> <p>融資対象（2）</p> <p>5,000万円（転貸の場合は、一組合員1,000万円）</p> <p>ただし、知事が特に必要と認める場合知事が認めた額</p>
融 資 期 間	<p>融資対象（1）</p> <p>120日（割引期間）</p> <p>融資対象（2）</p> <p>運転資金 7年以内（うち据置1年以内）</p> <p>設備資金 10年以内（うち据置2年以内）</p>

項 目	内 容																														
償 還 方 法	取扱金融機関の定める方法																														
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。																														
保 証 料	<p>融資対象（１） 原則として保証付きとしない。</p> <p>融資対象（２） 必要な場合保証付きとする。 保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、 下表の９段階の中から設定する。 (融資額に対する年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリー</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.30%</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>	カテゴリー	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%	無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
カテゴリー	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%																						
無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%																						
申 込 方 法	<p>融資対象（１） 別に定める申込書に振興財団の副申書を添えて取扱金融機関に申し込む。</p> <p>融資対象（２） 組合は中央会に申し込む。 申し込みを受けた中央会は内容を審査し、意見を付して取扱金融機関へ申し込む。</p>																														
申 込 先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合																														

(3) 緊急資金繰り対策貸付

緊急資金繰り支援資金

項 目	内 容
融 資 目 的	取引先の倒産や自然災害による被災など急激な経営環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、資金の融通の円滑化による資金繰り支援を行い、当該中小企業者の経営の安定を図る。
融 資 対 象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者。 (1) 連鎖倒産防止 次のいずれかの要件に該当する者 ① 倒産企業（銀行取引停止処分企業を含む）に対し、売掛金債権等を有する関連中小企業者 ② 知事が特に認めた企業に対し、売掛金債権等を有する関連中小企業者 (2) 災害復旧支援 台風、水害等の自然災害により事業所、商品、原材料等に被害を被った者 (3) 環境変化対策 災害その他これに準ずるもので知事が認める特別の事由による経営環境の変化等により、経営の安定に支障が生じている者で、知事が認める特定の地域で事業を行っている者又は中小企業信用保険法第2条6項の規定により、経済産業大臣が発動する突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象を原因として経営の安定に支障を生じていることについて市町長の認定を受けた者
資 金 使 途	運転資金、設備資金 ただし、融資対象(1)については、運転資金のみ。
融 資 限 度 額	融資対象(1)及び(2)は融資対象毎に3,000万円、融資対象(3)は1億円。 ただし、融資対象(1)については、債権額を限度とし、融資対象(3)については、中小企業信用保険法第2条5項の規定により市町長の認定を受けている場合は、別枠で1億円、中小企業信用保険法第2条6項の規定により市町長の認定を受けている場合は、別枠で2億8千万円を限度とする。
金 利	年1.30%
融 資 期 間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内） ただし、融資対象(3)については、それぞれ10年以内（うち据置2年以内）とする。
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。

項 目	内 容																														
担保・保証人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。																														
保 証 料	<p>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の９段階の中から設定する。（融資額に対する年率）</p> <table border="1" data-bbox="437 465 1449 600"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.30%</td> <td>0.25%</td> <td>0.20%</td> <td>0.10%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>0.90%</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> <td>0.35%</td> <td>0.30%</td> <td>0.20%</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、経営安定関連特例保険１号から４号、６号又は危機関連特例保険を利用する場合は年率０．０５％、同保険５号、７号、８号を利用する場合は年率０％とし、観光客（韓国）減少にかかる令和元年９月１７日以降の借入については、市町が利子補給（０．４％以上に限る）を行う場合には年率０％とする。</p> <p>なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%	0.30%	0.25%	0.20%	0.10%	0.00%	無担保	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.40%	0.35%	0.30%	0.20%	0.05%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
有担保	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%	0.30%	0.25%	0.20%	0.10%	0.00%																						
無担保	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.40%	0.35%	0.30%	0.20%	0.05%																						
申 込 方 法	<p>取扱金融機関又は保証協会が定める方法</p> <p>ただし、融資対象（１）については、売掛金債権等の債権額が確認できる書類を添付する。</p> <p>融資対象（２）については、自治体が発行する罹災証明書等の被災証明書を添付する。</p>																														
申 込 先	<p>保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</p>																														

(4) 特別対策貸付

ア 再生支援資金

項目	内容																														
融資目的	厳しい経営状況にあるが、経営改善計画を策定し事業の再生に努力する県内中小企業者に対し、資金調達の円滑化を図り、金融機関等と協調し事業再生の取り組みを支援する。																														
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 中小企業再生支援協議会の支援を受け、事業再生が可能として再生計画（経営改善計画）を策定した中小企業者 (2) 厳しい経営状況（2期連続赤字決算、債務超過等）にはあるが、再建計画を策定し、経営改善に努力している中小企業者で取扱金融機関の推薦を得た者 (3) 経営の改善が必要として、商工会議所又は商工会の支援を得て経営改善計画を策定した中小企業者で、商工会議所又は商工会の推薦を得た者 (4) がんばる長崎中小企業経営支援ネットワークに係る経営サポート会議において支援が検討され、金融機関の支援を受け、経営再建を行う者																														
資金使途	運転資金、設備資金																														
融資限度額	5,000万円																														
金利	年1.80%以内																														
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内）																														
償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。																														
担保・保証人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。																														
保証料	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。 (融資額に対する年率) <table border="1"><thead><tr><th>カテゴリ</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr></thead><tbody><tr><td>有担保</td><td>1.40%</td><td>1.25%</td><td>1.05%</td><td>0.85%</td><td>0.65%</td><td>0.50%</td><td>0.30%</td><td>0.10%</td><td>0.00%</td></tr><tr><td>無担保</td><td>1.50%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>0.95%</td><td>0.75%</td><td>0.60%</td><td>0.40%</td><td>0.20%</td><td>0.05%</td></tr></tbody></table> ただし、経営安定関連特例保険1号から4号まで、6号を利用する場合は年率0.40%、同保険5号、7号、8号を利用する場合は年率0.35%とする。 なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%	無担保	1.50%	1.35%	1.15%	0.95%	0.75%	0.60%	0.40%	0.20%	0.05%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
有担保	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%																						
無担保	1.50%	1.35%	1.15%	0.95%	0.75%	0.60%	0.40%	0.20%	0.05%																						

項 目	内 容
申 込 方 法	<p>融資対象（１） 中小企業再生支援協議会が策定した再生計画（経営改善計画）書の写しを添え、取扱金融機関又は保証協会に申し込む。</p> <p>融資対象（２）及び（４） 取扱金融機関又は保証協会の定める方法</p> <p>融資対象（３） 商工会等の推薦を受け、別に定める経営改善計画書を添え、取扱金融機関又は保証協会に申し込む。</p>
申 込 先	<p>保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</p>

イ 地域産業支援資金

項 目	内 容
融 資 目 的	過疎・離島半島地域の産業振興、地域商店街の活性化及び付加価値の向上に取り組む中小企業者に対し、事業の遂行に必要となる資金の融通の円滑化を図り、県内の産業振興に資することを目的とする。
融 資 対 象	<p>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 過疎・離島半島振興</p> <p>次のいずれかの地域において、事業を継続している者</p> <p>① 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条に定める過疎地域</p> <p>② 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条に定める半島振興対策実施地域</p> <p>③ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条に定める離島振興対策実施地域</p> <p>④ 長崎県過疎対策推進本部設置要綱第2条に定める過疎地域</p> <p>(2) 地域雇用促進応援</p> <p>地域産業雇用創出チャレンジ支援事業【事業拡充支援】の補助の採択を受けた者</p> <p>(3) 経営革新応援</p> <p>次のいずれかに該当する者。</p> <p>① 新たな需要を創造するための商品及びサービスの開発並びに業務の効率化など、付加価値の向上につながるものとして、国の経営力向上計画の認定又は県の経営革新計画の承認を受けた者</p> <p>② 商工会等が「地域産業活性化計画」の取組の中で重点支援先と定め、商工会等の支援を受けて国、県、市又は町の補助事業の採択を受けた者</p> <p>(4) 商店街活性化</p> <p>県内において小売業又はサービス業を行う者(ただし、卸売業、製造業を行う者が小売業を開始する場合など、既存事業の業容拡大を図る者を含む。)のうち、商店街への出店、店舗の改装等、商店街の活性化に資するものとして、商工会議所又は商工会より認定を受けた者</p>
資 金 使 途	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額	5,000万円
金 利	融資対象(1)年1.80% 融資対象(2)年1.55%以内 融資対象(3)年1.55% 融資対象(4)年1.50%
融 資 期 間	運転資金 7年以内(うち据置1年以内) 設備資金 10年以内(うち据置2年以内)
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。

項 目	内 容																														
担保・保証人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。																														
保 証 料	<p>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。 (融資額に対する年率)</p> <table border="1" data-bbox="437 398 1465 533"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.30%</td> <td>0.25%</td> <td>0.20%</td> <td>0.10%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>0.90%</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> <td>0.35%</td> <td>0.30%</td> <td>0.20%</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、経営革新関連特例又は経営力向上関連特例を利用する場合は、年率0.40%とする。 なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%	0.30%	0.25%	0.20%	0.10%	0.00%	無担保	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.40%	0.35%	0.30%	0.20%	0.05%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
有担保	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%	0.30%	0.25%	0.20%	0.10%	0.00%																						
無担保	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.40%	0.35%	0.30%	0.20%	0.05%																						
申 込 方 法	<p>取扱金融機関又は保証協会の定める方法。 ただし、融資対象(2)については、補助の採択を受けたことが分かる書類を添付する。 融資対象(3)①については、国の経営力向上計画に係る認定通知書の写し又は県の経営革新計画に係る承認通知書の写しを添付する。 融資対象(3)②については、別に定める経営革新応援に係る商工会等の認定書及び補助事業の採択を受けたことが分かる書類を添付する。 融資対象(4)については、別に定める商店街活性化に係る商工会等の認定書を添付する。</p>																														
申 込 先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合																														

ウ 地方創生推進資金

項 目	内 容
融 資 目 的	食品製造業、観光関連業等の分野において、県内中小企業の前向きな取組を支援し、地方創生の推進に寄与することを目的とする。
融 資 対 象	<p>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 食のながさき応援</p> <p>次のいずれかに該当する者。ただし、令和元年9月末までに旧食のながさき応援資金の市町の長の推薦を受けた者は該当する者とみなす。</p> <p>① 食品の製造及び加工に関する国の経営力向上計画の認定又は県の経営革新計画の承認を受けた者</p> <p>② 長崎フードバリューアップ事業計画の認定を受けた者</p> <p>(2) ものづくり企業育成応援</p> <p>次のいずれかに該当する者。ただし、令和元年9月末までに旧ものづくり企業育成応援資金の県の認定を受けた者は該当する者とみなす。</p> <p>① 下記5分野に関する国の経営力向上計画の認定又は県の経営革新計画の承認を受けた者</p> <p>ア 半導体関連</p> <p>イ ロボット（産業用機械）関連</p> <p>ウ 造船・プラント関連</p> <p>エ 医療機器関連</p> <p>オ 航空機関連</p> <p>② 長崎県新成長ものづくり産業事業拡大計画の認定を受けた者</p> <p>③ 長崎県成長産業サプライチェーン強化事業計画の認定を受けた者</p> <p>④ 長崎県航空機関連産業事業拡大計画の認定を受けた者</p> <p>⑤ 長崎県ロボット・IoT関連システム開発実証事業計画の認定を受けた者</p> <p>(3) 健康・観光関連産業応援</p> <p>① ヘルスケア産業若しくは観光関連産業に関する国の経営力向上計画の認定又は県の経営革新計画の承認を受けた者。ただし、令和元年9月末までに旧光福の街長崎おもてなし資金の市町の長の推薦を受けた者は該当する者とみなす。</p> <p>② 宿泊業生産性向上支援</p> <p>宿泊業を営む者又は宿泊施設を所有する者で、県内観光産業の活性化に寄与する者として、県の「宿泊業等生産性向上促進支援事業」の支援、「観光関連産業経営支援事業」の支援又は経営革新等支援機関の指導を受けて事業計画書を策定したもの。</p>
資 金 使 途	<p>運転資金、設備資金</p> <p>ただし、融資対象(1)及び(3)②の運転資金については、設備投資に伴い必要となる資金に限る。</p>
融 資 限 度 額	<p>2億円（うち運転資金は5千万円）</p> <p>ただし、融資対象(3)②については、2億8千万円</p>

項 目	内 容
金 利	融資対象（１） 年１．３５％ 融資対象（２）、（３）① 年１．３０％ 融資対象（３）② １０年目まで年１．００％、１１年目以降はその時点での経営安定資金（長期）の利率以内とする。
融 資 期 間	融資対象（１） 運転資金 ７年以内（うち据置１年以内） 設備資金 １２年以内（うち据置２年以内） 融資対象（２）、（３）① 運転資金 ７年以内（うち据置１年以内） 設備資金 １０年以内（うち据置２年以内） 融資対象（３）② ２０年以内又は耐用年数のいずれか短い期間（うち据置２年以内）
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。
保 証 料	年率０．２０％ ただし、経営革新関連特例又は経営力向上関連特例を利用する場合は、年率０．４０％とする。
申 込 方 法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法 ただし、融資対象（１）①、（２）①及び（３）①については、国の経営力向上計画に係る認定通知書の写し又は県の経営革新計画に係る承認通知書の写しを添付する。 融資対象（１）②、（２）②、（２）③及び（２）④については、計画の認定を受けたことが分かる書類を添付する。 融資対象（３）②については、「宿泊業等生産性向上促進支援事業」の支援、「観光関連産業経営支援事業」の支援又は経営革新等支援機関の指導を受けて策定した事業計画書を添付する。 旧食のながさき応援資金及び旧光福の街長崎おもてなし資金については、別に定める市町の長の推薦書を添付する。 旧ものづくり企業育成応援資金については、別に定める県による認定書を添付する。
申 込 先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱ＵＦＪ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合
取 扱 期 間	平成２８年４月１日から令和８年３月３１日の保証承諾分まで

エ 創業バックアップ資金

項 目	内 容
融 資 目 的	商工会議所、商工会又は中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた経営革新等支援機関の創業支援と連携した融資制度で、県内における創業を積極的に推進する。
融 資 対 象	<p>県内において新たに創業しようとする者、又は創業後一定期間未満の者で、次の各号の全てに該当する者</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者</p> <p>事業を営んでいない個人であって、次に該当する者</p> <p>① 1箇月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有すること</p> <p>② 2箇月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有すること</p> <p>③ 事業を開始した日以後5年未満であること</p> <p>④ 会社を設立した日以後の期間が5年未満であること</p> <p>⑤ 個人で創業し法人成りした会社であって、当該会社の創業者が③に該当していること</p> <p>(2) (1) ①又は②に該当する場合は、次のいずれかに該当する者（法人の場合は代表者が次のいずれかに該当するもの）</p> <p>① 商工会議所、商工会又は経営革新等支援機関の指導を受け事業計画書を策定した者で、商工会議所、商工会又は経営革新等支援機関の推薦を得た者</p> <p>② 開業業種と同一事業に3年以上従事した経験のある者</p> <p>③ 特許法、実用新案法又は意匠法に基づく設定登録を受けた者で、その技術を実用化するため新たに事業を開始しようとする者</p> <p>④ 法律に基づく資格を有する者で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとする者</p> <p>(3) 県内に住所を有する者</p> <p>(4) 県税を完納している者（納期が到来している者に限る。）</p>
資 金 使 途	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額	3, 500万円
金 利	年1.65%
融 資 期 間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内）
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。

項 目	内 容																													
保 証 料	<p>年 0.40%</p> <p>ただし、一般保証を利用する場合の保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。 (融資額に対する年率)</p> <table border="1" data-bbox="427 421 1469 517"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 421 536 465">カテゴリー</th> <th data-bbox="536 421 624 465">①</th> <th data-bbox="624 421 743 465">②</th> <th data-bbox="743 421 831 465">③</th> <th data-bbox="831 421 951 465">④</th> <th data-bbox="951 421 1054 465">⑤</th> <th data-bbox="1054 421 1158 465">⑥</th> <th data-bbox="1158 421 1262 465">⑦</th> <th data-bbox="1262 421 1366 465">⑧</th> <th data-bbox="1366 421 1469 465">⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 465 536 517">有担保</td> <td data-bbox="536 465 624 517">1.40%</td> <td data-bbox="624 465 743 517">1.25%</td> <td data-bbox="743 465 831 517">1.05%</td> <td data-bbox="831 465 951 517">0.85%</td> <td data-bbox="951 465 1054 517">0.65%</td> <td data-bbox="1054 465 1158 517">0.50%</td> <td data-bbox="1158 465 1262 517">0.30%</td> <td data-bbox="1262 465 1366 517">0.10%</td> <td data-bbox="1366 465 1469 517">0.00%</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>										カテゴリー	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%
カテゴリー	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																					
有担保	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%																					
申 込 方 法	<p>取扱金融機関又は保証協会の定める方法</p> <p>ただし、融資対象(1)①又は②に該当する場合は、別に定める事業計画書を添付する。</p> <p>融資対象(2)①については別に定める推薦書を添付する。</p>																													
申 込 先	<p>保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</p>																													

オ 事業承継資金

項 目	内 容																														
融 資 目 的	県内中小企業の経営者の高齢化が進む中、事業承継段階を迎えた事業者の円滑な事業承継の実現に寄与することを目的とする。																														
融 資 対 象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、5年以内に事業承継予定又は事業承継後5年以内の者で、次のいずれかに該当するもの (1) 被承継者の親族、役員又は従業員による事業承継で、次のいずれかに該当する者 ① 個人事業主から事業を承継した個人又は会社 ② 代表者の交代による経営の承継を行う会社 ③ 事業承継のために設立された持株会社 (2) 被承継者の事業の承継を行う個人又は会社																														
資 金 使 途	運転資金、設備資金																														
金 利	年1.65%																														
融 資 限 度 額	1億円																														
融 資 期 間	運転資金10年以内(うち据置1年以内) 設備資金15年以内(うち据置2年以内)																														
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。																														
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。																														
保 証 料	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。 (融資額に対する年率)																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.12%</td> <td>1.00%</td> <td>0.84%</td> <td>0.68%</td> <td>0.52%</td> <td>0.40%</td> <td>0.24%</td> <td>0.08%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.12%</td> <td>1.00%</td> <td>0.84%</td> <td>0.68%</td> <td>0.52%</td> <td>0.40%</td> <td>0.24%</td> <td>0.08%</td> <td>0.00%</td> </tr> </tbody> </table>	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.12%	1.00%	0.84%	0.68%	0.52%	0.40%	0.24%	0.08%	0.00%	無担保	1.12%	1.00%	0.84%	0.68%	0.52%	0.40%	0.24%	0.08%	0.00%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
有担保	1.12%	1.00%	0.84%	0.68%	0.52%	0.40%	0.24%	0.08%	0.00%																						
無担保	1.12%	1.00%	0.84%	0.68%	0.52%	0.40%	0.24%	0.08%	0.00%																						
	なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。																														
申 込 方 法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法。																														
申 込 先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合																														